

令和 2年 9月 1日

第832号



ヤマダ総合公認会計士事務所

代表 山田 良平

〒124-0012

東京都葛飾区立石 1-12-11 ヤマダビル

TEL : 03-3694-6091 FAX : 03-3691-6680

## ミニかわら版

(この資料は全部お読みいただいても60秒です)

### 新型コロナに係るセーフティネット保証4号の指定期間を3ヵ月延長

新型コロナウイルス感染症拡大がなかなか収束しないなか、政府は、その影響を受けている事業者への資金繰りを支援していますが、その一つにセーフティネット保証があります。中小企業庁は本年8月24日、新型コロナウイルス感染症に係るセーフティネット保証4号の指定期間が令和2年9月1日となっていますが、全ての都道府県の調査及び要請を踏まえ、期間を3ヵ月延長し、令和2年12月1日まで指定期間を延長することを予定していると発表しました。

セーフティネット保証の指定期間とは、中小企業者の住所地を管轄する市区町村長に対して事業者が認定申請を行うことができる期間で、指定期間の延長とは、「認定申請を行うことができる期間の延長」であって、既に取得されている認定書の有効期間を延長するものではありません。

セーフティネット保証4号は、自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、災害救助法が適用された場合及び都道府県から要請があり国として指定する必要があると認める場合に、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度です。指定期間の9月1日は再延長されたもので、今回は再々延長ということになります。

セーフティネット保証4号の対象中小企業者は、（イ）指定地域において1年間以上継続して事業を行っていること、（ロ）災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヵ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれることとし、売上高等の減少については、市区町村長の認定が必要となります。

内容（保証条件）は、1）対象資金：経営安定資金、2）保証割合：100%保証、3）保証限度額：一般保証とは別枠で2億8000万円、保証限度額は、一般保証限度額の2億8000万円以内に別枠で2億8000万円以内が認められます。なお、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で80%保証を行うセーフティネット保証5号とは併用可能ですが、同じ枠になります。